



福祉用具専門相談員指定講習会

★下記の資格をお持ちの方は、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務できます。

介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士
※都道府県知事が認める訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程の修了者は平成27年度より対象から外れています。(経過措置は平成28年3月31日まで)

★修了認定について

- (1)全教科出席すること。(2)課題に対するレポートを提出し評価を受けること。
- (3)筆記の方法による修了評価(1時間程度)を受けること。

以上の条件を満たした方に修了を認定いたします(欠席した場合は修了認定できません)。なお、公益財団法人岡山市ふれあい公社が、やむをえない事情等による欠席と判断する教科の補講は、一人につき1日分のみ、開講日から1年以内に当財団が新たに講習を行うことがある場合に限り、受講することができ(日時は当財団が指定)、補講教科の受講と、レポートによる内容理解、筆記による修了評価等にて修了を認定します。

講習日程

日にち	時間	内容
1/22(日)	9:30~10:00	オリエンテーション
	10:00~11:00	福祉用具の役割
	11:00~12:00	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
	13:00~15:00	介護保険制度等の考え方と仕組み
	15:00~17:00	介護サービスにおける視点
1/28(土)	9:30~16:30	からだところの理解
	16:30~18:30	住環境と住宅改修
1/29(日)	9:30~11:30	リハビリテーション
	12:30~14:30	高齢者の日常生活の理解
2/5(日)	9:30~13:30	介護技術
2/12(日)	9:30~18:30	福祉用具の特徴
2/25(土)	9:30~18:00	福祉用具の活用
3/4(土)	9:30~11:30	福祉用具の供給の仕組み
	12:30~17:30	福祉用具貸与計画等の意義と活用
3/5(日)	9:30~15:30	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
	15:30~16:30	筆記による修了評価

※日程は都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。